

## 1 動向と経緯

### 国の動向

- 平成12年 改正民法施行。成年後見・保佐・補助の3類型がスタート。
- 平成18年 改正介護保険法施行。地域包括支援センターの設置。  
虐待防止や権利擁護としての後見制度の利用促進が進む。
- 平成24年 後見制度支援信託の開始。(本人の多額の現金を信託銀行に預け不正を防ぐ仕組み)
- 平成26年 障害者権利条約への批准。「本人の意思決定の尊重」の国際的な要請。
- 平成28年 成年後見制度利用促進法の成立。「必要な人が安心して利用できる制度」への転換。

### 平成29年～令和3年 第一期成年後見制度利用促進基本計画

- 成年後見制度利用促進に関する市町村計画の策定
- 市民後見人の育成
- 市区町村に、相談、広報、利用促進(候補者の推薦)、後見人支援を行う中核機関の設置
- 家庭裁判所、福祉関係者、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)が連携し  
本人をチームで支える体制を推進する地域連携ネットワークの構築
- 代行決定(後見人が決める)から、  
意思決定支援(本人の意向を尊重する)へのパラダイムシフトを提唱した意思決定支援の概念の導入
- 不正防止と利用メリットの両立、親族による横領防止を強化しつつ、専門職への報酬助成制度の整備

### 令和4年～令和8年度 第二期成年後見制度利用促進基本計画

- 任意後見制度の利用促進
- 担い手の確保・育成等の推進(市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針策定、養成研修の実施)
- 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- 成年後見制度等の見直しに向けた検討・総合的な権利擁護支援策の充実
- 制度の運用改善  
意思決定支援の浸透、適切な後見人の選任・交代の推進等、不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- 地域連携ネットワークづくり

### 足立区の経過

- 平成12年度  
権利擁護センターあだち開設(千住仲町)  
地域福祉権利擁護事業・成年後見制度支援事業  
開始(足立区社会福祉協議会)
- 平成13年度  
「区長申立て」開始  
(審判請求できる親族がいない方等)
- 平成15年度  
足立区社会福祉協議会に  
区から成年後見制度推進機関を業務委託
- 平成21年度  
区長の附属機関として  
足立区成年後見制度審査会を設置(設置条例)
- 平成22年度  
区民後見人養成開始
- 平成30年度  
足立区社会福祉協議会にて法人後見実施開始
- 令和3年度  
足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会運営開始。「中核機関」スタート。
- 令和4年度  
困難事例検討会(区長申立て等事前検討)に  
外部弁護士がアドバイザーとして参加開始
- 令和7年度  
すこやかプラザあだち開所。  
「成年後見センターあだち」が入る。  
※ 権利擁護センターあだちは千住仲町にて  
事業継続(地域福祉権利擁護事業等)

## 2 足立区の取り組みについて 【中核機関】【地域連携ネットワーク】

足立区では、**令和3年度より「中核機関」を設置**して、主体的に成年後見制度の利用促進に取り組むと共に、既に区の「成年後見制度推進機関」として実績のある足立区社会福祉協議会(成年後見センターあだち)と役割分担し、連携して一体的に運営。

- (1) **成年後見制度(権利擁護支援)推進連絡会**…年6回程度(庁内・社協職員)
- (2) **成年後見制度審査会(条例設置)**…年4回(弁護士・司法書士・社会福祉士・公証人)  
足立区では地域における成年後見制度の利用促進取組状況の基本的な事項について調査審議等を行う「審議会」として位置付けている。
- (3) **成年後見制度推進事業**…区から成年後見センターあだちに業務委託している。

### 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。主に次の3つの役割がある。

#### (1)司令塔機能

区民の権利擁護支援・成年後見制度利用促進を進めるための計画策定や、その進行管理・コーディネート等を行う。

#### (2)事務局機能

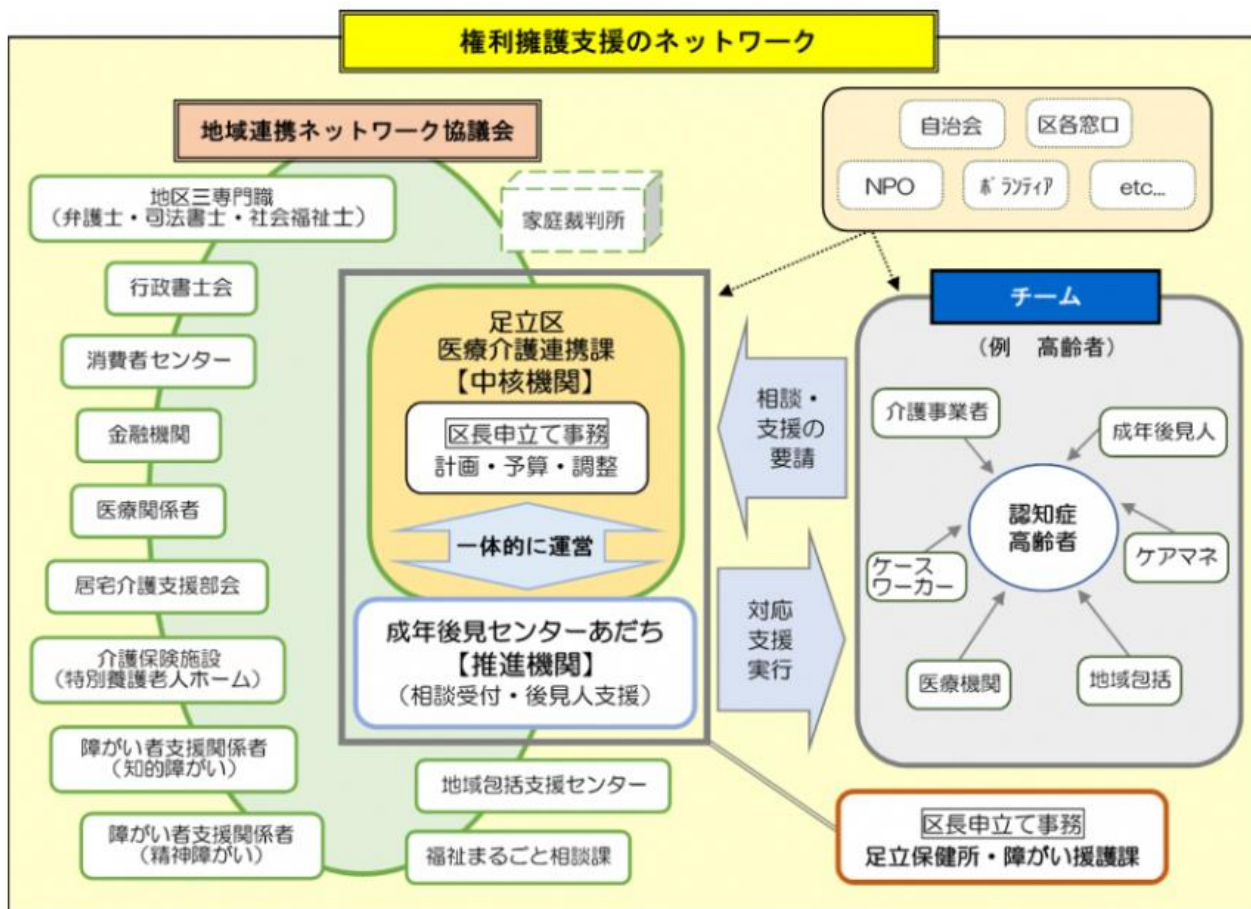
「審議会」「協議会」等、連携体制づくりや必要な会議の運営

#### (3)事業推進(進行管理機能)

区民の(専門)相談窓口、アセスメント、候補者選定、後見人支援等

### 地域連携ネットワーク協議会

地域連携ネットワークの構成・機能や成年後見制度の利用促進の取り組みについて情報交換。



### 3 足立区における成年後見制度の利用状況等

#### 足立区における成年後見制度の利用状況等

- (1) 成年後見制度を利用している区民※... 1,241人 (令和6年12月末時点)  
 (内訳：後見907、保佐267、補助52、任意後見15)
- (2) 令和6年成年後見関係事件の申立て件数【新規(区民※)】 ... 253人 (令和6年12月末時点)  
 (内訳：後見189、保佐54、補助6、任意後見4)
- (3) 後見人と被後見人の関係 (令和6年の1年間に審判が下りた件数：258件の割合)  
 〔 親族・・・約16.6% (子、その他親族、兄弟姉妹、配偶者、親の順に多い)  
 専門職・・・約83.3% (司法書士、弁護士、社会福祉士、法人、区民後見人等の順に多い) 〕
- (4) あだち区民後見人・・・28名 (令和8年1月1現在：累計53名養成)  
 (内訳等：女性20名、男性8名。平均年齢60.9歳)

全国的な数字では、  
 認知症が約6割(残り約4割が障がい)  
 ⇒4ページ

全国的な数字では、  
 「親族の候補者なし」が  
 約8割 ⇒4ページ

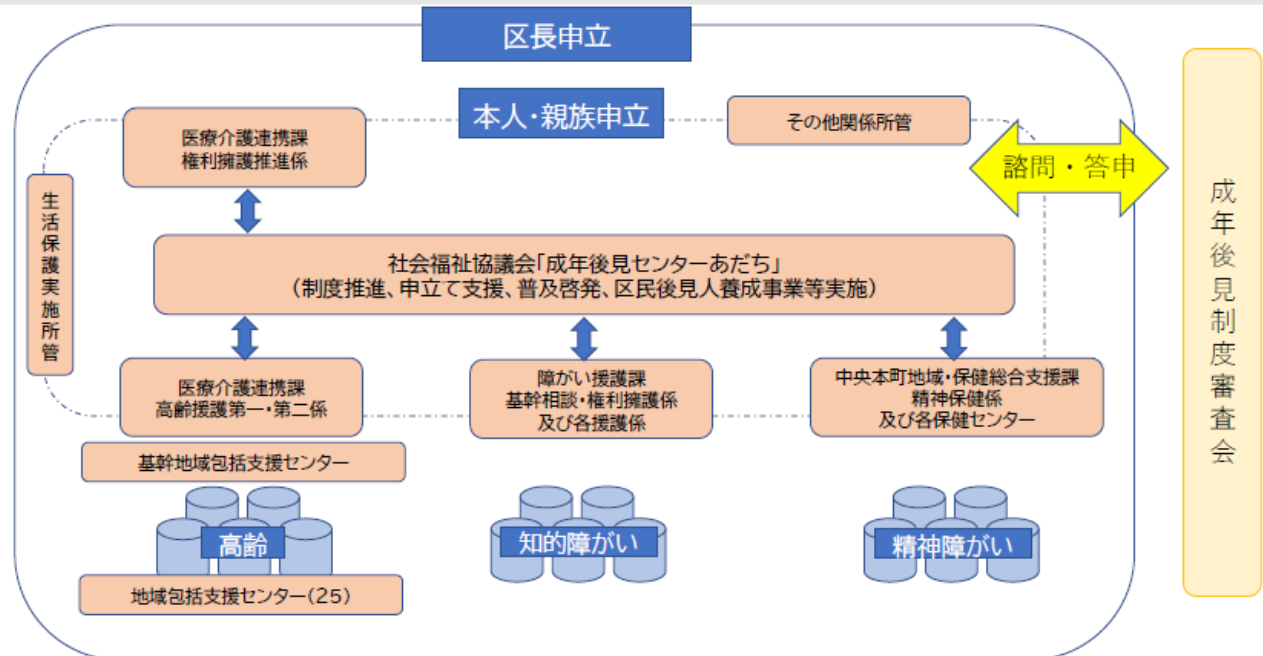
※東京都家庭裁判所に申し立てた住所による

#### 区長申立て等の審査状況

困難事例検討会、区長申立て等審査会  
 各毎月実施

令和5年度 84件  
 (高齢75、知的障がい7、精神障がい2)

令和6年度 95件  
 (高齢72、知的障がい18、精神障がい5)



【参考資料・出典】

○令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

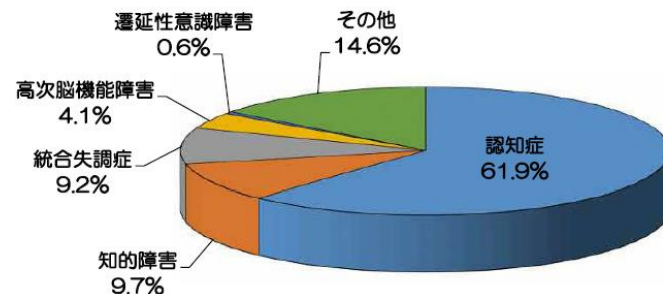
全国的な市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて< 参考事例集 >

○成年後見制度の見直し等について【厚生労働省】社会保障審議会障害者部会 (第147回資料<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001509403.pdf>)

# ※参考 成年後見関係事件の概況 令和6年1月から12月まで 最高裁判所事務総局家庭局

## (参考資料) 開始原因別割合

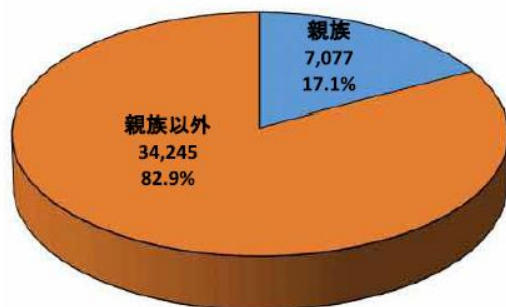
○ 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約61.9%を占め、次いで知的障害が約9.7%、統合失調症が約9.2%の順となっている。



- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

## (資料10-1) 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

### ① 親族、親族以外の別



### (参考資料) 成年後見人等の候補者について

○ 令和6年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約21.3%である。

